



すべての女性が輝く令和の社会へ ～第5次男女共同参画基本計画が策定されました

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されました。この法律は男女共同参画社会の実現のために、男女が対等な立場で、自分の意志によって社会活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的および文化的利益を受け入れて自分のものとすることができ、かつ共に責任を担うべき社会を形成するために定められたものです。この基本法に基づき、昨年12月25日に**第5次男女共同参画基本計画**が閣議決定されました。

第5次計画はコロナ禍による女性への影響、働き方改革、国内外で高まる女性への暴力根絶の動き、ジェンダー平等に向けた世界的な流れなどを背景に策定されました。設定された成果目標をピックアップしてご紹介します。



項目	現状	成果目標
民間企業における男性の育児休業取得率	7.48%(2019年度)	30%(2025年)
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7%(2019年)	82%(2025年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	53.1%(2015年)	70%(2025年)
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	21.2%(2019年)	当面50%

成果目標達成には私たち一人ひとりの意識の持ち方が大切です。

第5次男女共同参画推進計画本文にご興味のある方は内閣府男女共同参画局HPにてご覧になれます。

右の二次元コードからもHPにアクセスできます。



問い合わせ

企画課男女共同参画担当(名寄庁舎3階)

☎01654③2111(内線3313)

✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

クレジットカードの利用明細は 必ず確認しましょう!

名寄市

消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575



事例

クレジットカード会社から、代金の引き落としができないと確認の電話がきた。慌てて利用明細を見ると、先月3回に渡って計50万円以上の心当たりのない請求があった。カード会社に問い合わせ、教えてもらった請求元に連絡をすると、私名義での購入の履歴はないと回答があった。不正利用されたのではないか。(70代男性)



- ◆「クレジットカード会社から利用した覚えのない請求があった」という相談が寄せられています。第三者による不正利用のおそれもあります。
- ◆利用明細は必ず毎月確認しましょう。クレジットカードを利用した際の伝票や注文メールなどは保管しておき、日付や金額などを利用明細と突き合わせて確認しましょう。また、利用明細には、店舗名とは異なる記載がされていることもあります。
- ◆自分に覚えがなくても家族がカードを利用している可能性もあるので、家族にも確認してみましょう。
- ◆不正利用が疑われる場合は、早急にカード会社に連絡しましょう。



アドバイス

困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。